

コーポレートガバナンス・コード 適用初年度の開示分析

2015年12月末までのコーポレートガバナンス報告書の開示状況

有限責任監査法人トーマツ

目次

調査趣旨・概要等	3
適用初年度の開示事例分析	6
【補足調査】コーポレートガバナンスガイドラインの開示状況	18
(参考資料)コーポレートガバナンス・コードの概要	24

本資料は当法人が公表情報を基に独自の調査に基づき作成しております。
その正確性、完全性を保証するものではありませんのでご注意ください。

本資料において使用している略語は以下の通りである

略語一覧

名称	略語
コーポレートガバナンス・コード	CGコード
コーポレートガバナンス・コード原案	コード原案
コーポレート・ガバナンスに関する報告書	報告書
コーポレートガバナンス・ガイドライン(ポリシー)	ガイドライン
JPX日経インデックス400	JPX日経400
東京証券取引所	東証
市場第一部・市場第二部	一部・二部

調査趣旨・概要等

コーポレートガバナンス・コード適用初年度におけるコーポレートガバナンス報告書の提出状況、Comply/Explain動向、開示内容の一部について分析を実施した

調査趣旨と調査対象について

■ 調査趣旨

2015年6月からCGコードが適用開始され、3月決算企業は2015年12月までにCGコードに対応したコーポレートガバナンス報告書の提出期限を迎えたことから、2015年12月末の時点においてコーポレートガバナンス・コードに対応して提出されたコーポレートガバナンス報告書を対象に調査を実施した。

■ コーポレートガバナンス報告書の調査対象

東証一部・二部に上場している企業2,477社(2015年12月31日時点、外国会社の除く)のうち、2015年12月31日時点でコーポレートガバナンス・コードに対応したコーポレートガバナンス報告書を提出している企業(1,845社)

■ 調査方法

調査対象会社のコーポレートガバナンス報告書を東京証券取引所のコーポレートガバナンス情報サービスより取得、コーポレートガバナンス・コード対応の開示か否かを識別し、内容を分析

一部の分析については、調査対象企業のうち、JPX日経インデックス400*の銘柄(287社)にしぼった分析を実施

*2014年資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される新しい株価指数

注)本資料は当法人が公表情報を基に独自の調査に基づき作成しております。
その正確性、完全性を保証するものではありませんのでご注意ください。

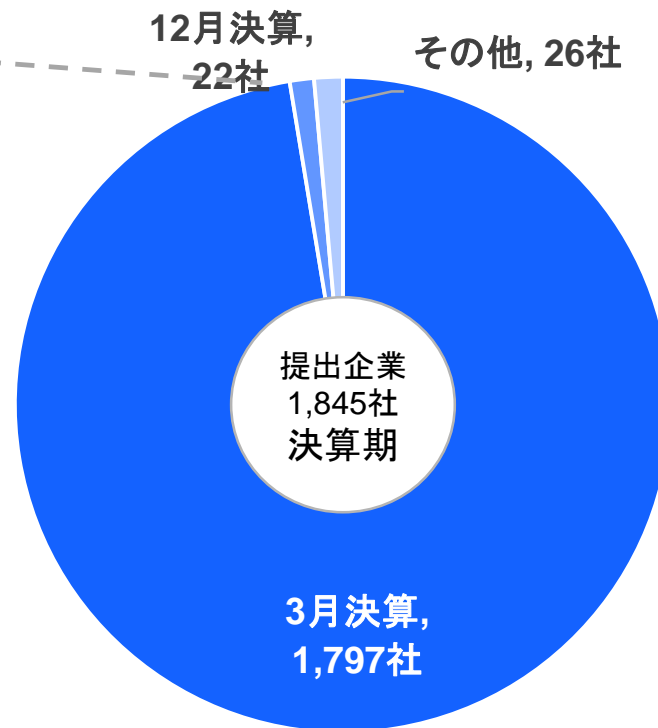
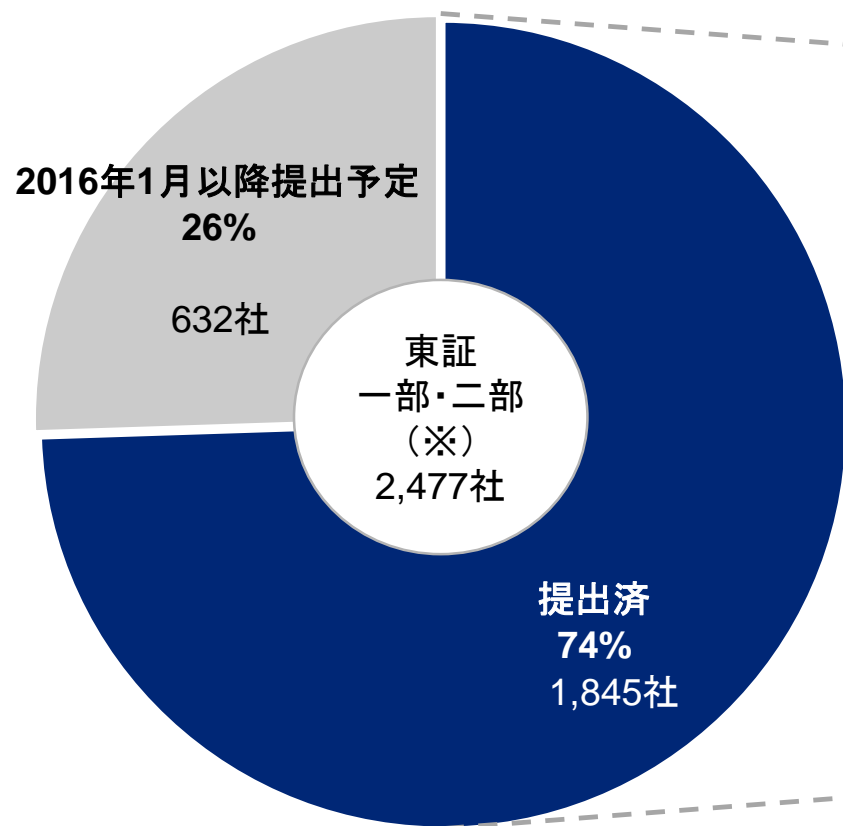
適用初年度の開示事例分析 (2015年12月末時点)

① コーポレートガバナンス報告書の提出状況

2015年12月に3月決算企業は適用初年度の提出期限を迎え、12月末の時点で1,845社(東証一部・二部のみ)がCGコードに対応した報告書を提出した

CGコードに対応した報告書の提出割合(※)

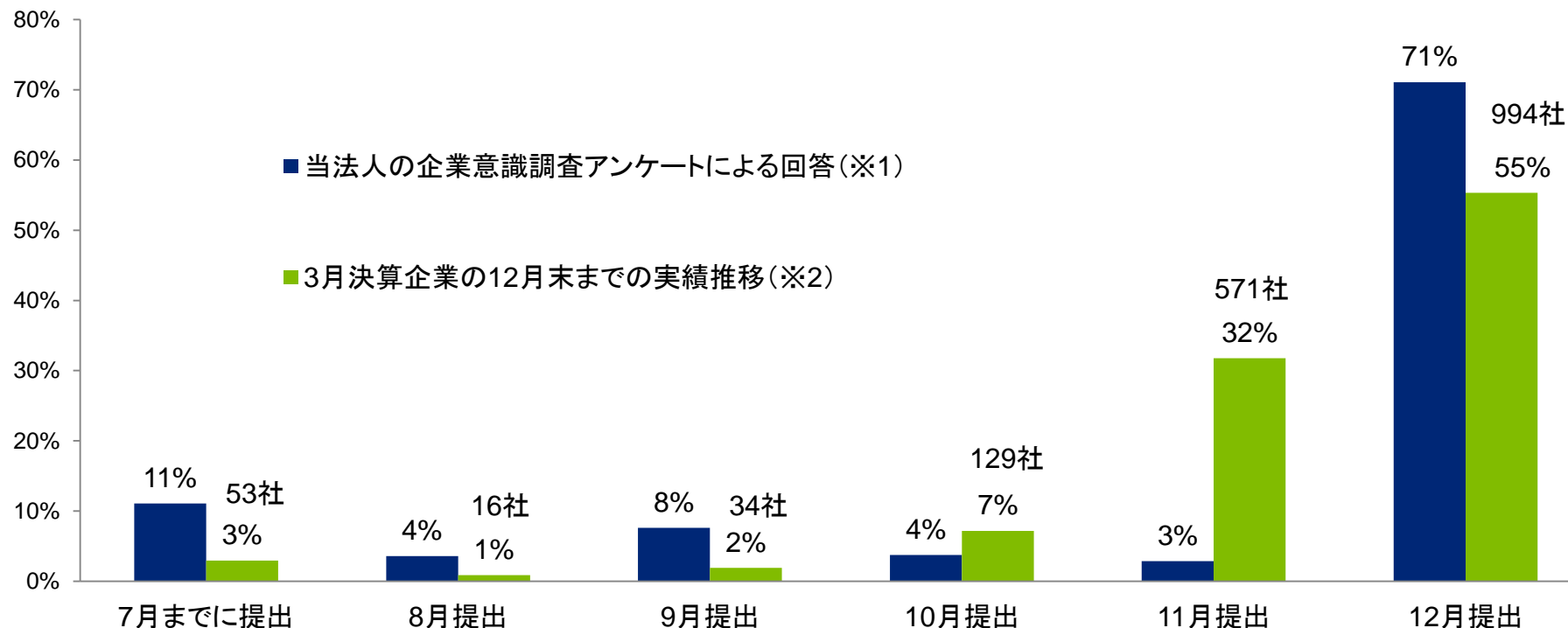
提出企業の決算期別内訳



(※)東証一部・二部に上場している企業2,477社(2015年12月31日時点、外国会社を除く)を対象としています。

3月決算企業について、コード適用前(2015年3~4月)に実施した当法人の企業意識調査レポートによる回答と比較すると、第2四半期の決算発表期にあたる11月提出の割合が多かった

CGコードに対応した報告書の提出企業の月次推移



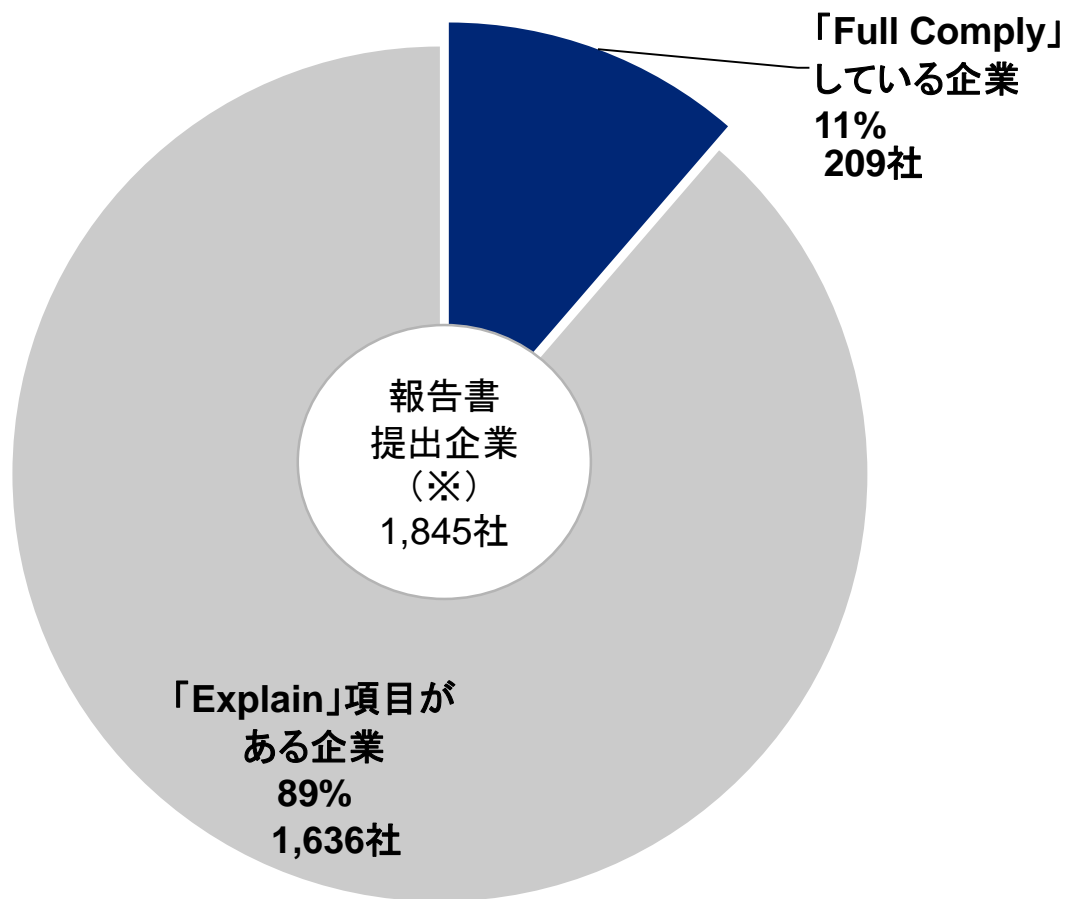
(※1) デロイトトーマツ第2回企業意識調査(2015年3月4月実施)にて調査対象となった企業を集計対象としています。

(※2) 東証一部・二部に上場している企業2,477社(2015年12月31日時点、外国会社除く)のうち、2015年12月31日時点で報告書を開示していた3月決算企業(1797社)を母集団としています。

② Comply or Explainの状況

73項目を「Full Comply」の企業は約11%であった

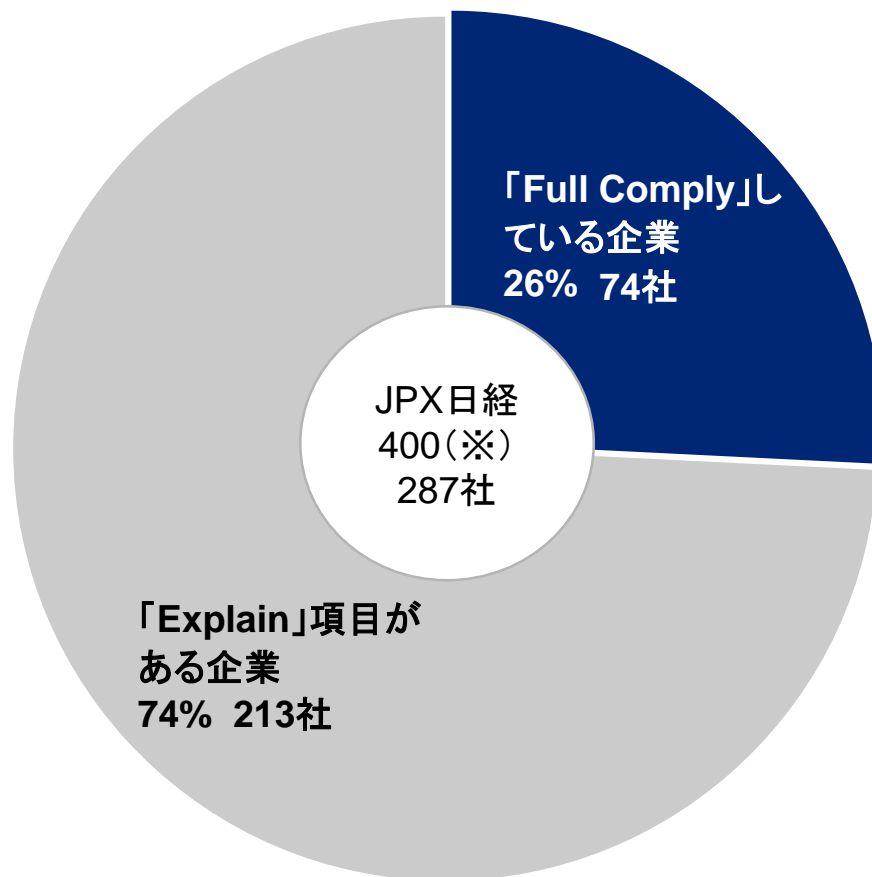
12月末までに「Full Comply」している企業数(※)



(※)東証一部・二部に上場している企業で、2015年12月31日時点で報告書を開示している企業(1,845社)を母集団としています。

全体のうち「JPX日経400」銘柄の企業は「Full Comply」が約26%で、全体よりも1割以上多かった

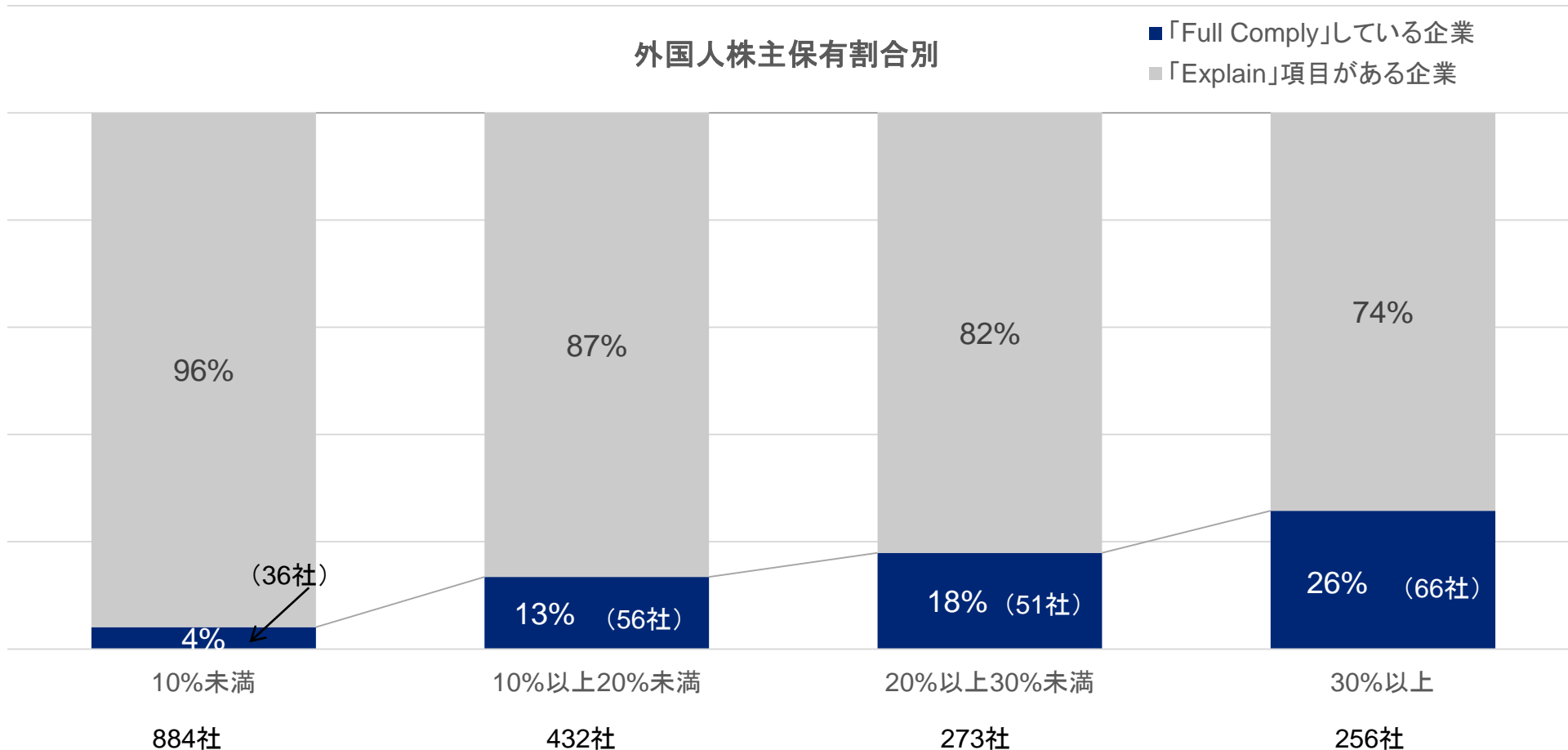
JPX日経400銘柄のうち、12月末までに「Full Comply」している企業割合(※)



(※)2015年12月31日時点のJPX日経400銘柄のうち東証一部・二部に上場している企業で、2015年12月31日時点で報告書を開示している企業(287社)を母集団としています。

外国人株主保有割合の高さに応じて「Full Comply」の企業の割合は増える傾向であった

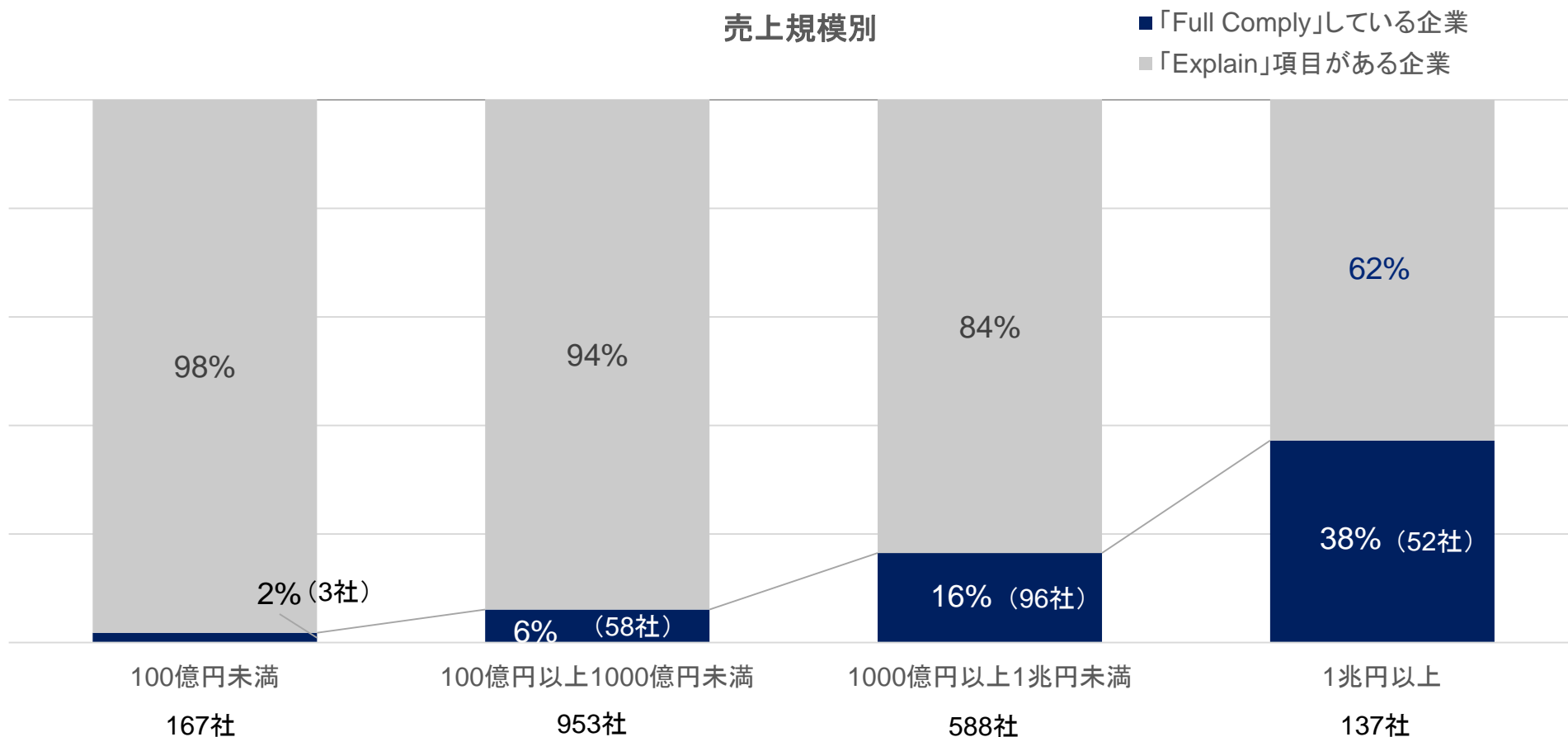
外国人株主保有割合別「Full Comply」している企業の割合(※)



(※)2015年12月31日時点の東証一部・二部に上場している企業で、2015年12月31日時点で報告書を開示している企業(1,845社)を母集団としています。

売上規模に比例して「Full Comply」する企業の割合は増加し、売上規模1兆円以上の企業の4割近くが「Full Comply」であった

売上規模別「Full Comply」している企業の割合(※)



(※) 東証一部・二部に上場している企業で、2015年12月31日時点で報告書を開示している企業(1,845社)を母集団としています。

「取締役会の実効性分析・評価」と「議決権電子行使等」をExplainした企業は過半数を占め、「独立社外取締役の有効な活用」をExplainした企業は約4割に及んだ

Explainしている原則別の企業数(全体)

	CGコードの原則	内容	2015年12月末迄	
			Explain社数	母集団1,845社 (※) に対する割合
1	補充原則4-11③	取締役会の実効性分析・評価	1,186	64%
2	補充原則1-2④	議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳	1,040	56%
3	原則4-8	独立社外取締役の有効な活用	773	42%
4	補充原則4-2①	インセンティブ報酬	578	31%
5	補充原則4-10①	任意の諮問委員会の設置	546	30%
6	補充原則3-1②	英文での情報開示	473	26%
7	原則3-1(v)	経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名に関する個々の理由の開示	436	24%
8	補充原則1-2②	招集通知の早期発送	369	20%
9	補充原則4-8②	独立社外取締役と経営陣、監査役・監査役会との連携	362	20%
10	補充原則4-8①	独立社外者のみの会合	318	17%

(※)東証一部・二部に上場している企業で、2015年12月31日時点で報告書を開示している企業(1,845社)を母集団としています。

Explainした事項について、全体のうち「JPX日経400」銘柄の企業では、「最高経営責任者等の後継者計画」や「政策保有株式」の割合が全体より高かった

Explainしている原則別の企業数(JPX日経400)

	CGコードの原則	内容	2015年12月末迄	
			Explain社数	JPX日経400を母集団とする割合(※)
1	補充原則4-11③	取締役会の実効性分析・評価	168	59%
2	原則4-8	独立社外取締役の有効な活用	59	21%
3	補充原則1-2④	議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳	58	21%
4	補充原則4-10①	任意の諮問委員会の設置	55	19%
4	原則3-1(v)	経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名に関する個々の理由の開示	55	19%
6	補充原則4-2①	インセンティブ報酬	43	15%
7	補充原則1-2②	招集通知の早期発送	33	11%
8	補充原則4-1③	最高経営責任者等の後継者計画	31	11%
9	原則1-4	政策保有株式	26	9%
10	補充原則4-8②	独立社外取締役と経営陣、監査役・監査役会との連携	25	9%

(※)2015年12月31日時点のJPX日経400銘柄のうち東証一部・二部に上場している企業で、2015年12月31日時点で報告書を開示している企業(287社)を母集団としています。

Explainした事項について、「売上規模1兆円以上」の企業では、「最高経営責任者等の後継者計画」や「政策保有株式」の割合が高かった

Explainしている原則別の企業数(売上高1兆円以上)

	CGコードの原則	内容	2015年12月末迄	
			Explain社数	売上規模1兆円以上の企業を母集団する割合(※)
1	補充原則4-11③	取締役会の実効性分析・評価	62	45%
2	原則3-1(v)	経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名に関する個々の理由の開示	28	20%
3	補充原則4-1③	最高経営責任者等の後継者計画	19	14%
4	補充原則4-2①	インセンティブ報酬	18	13%
5	補充原則4-10①	任意の諮問委員会の設置	17	12%
5	原則4-8	独立社外取締役の有効な活用	17	12%
7	原則1-4	政策保有株式	14	10%
8	補充原則1-2④	議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳	11	9%
9	補充原則4-8①	独立社外者のみの会合	9	7%
9	補充原則4-8②	独立社外取締役と経営陣、監査役・監査役会との連携	9	7%

(※)2015年12月31日時点の東証一部・二部に上場している企業で、かつ報告書を開示している企業1,845社のうち、売上規模を「1兆円以上」と開示した企業(137社)を母集団としています。

【補足調査】 コーポレートガバナンス・ガイドラインの開示状況

今回、コーポレートガバナンス報告書の分析に加えて、補足としてコーポレートガバナンス・ガイドラインの開示状況について調査した

調査趣旨と調査対象について

■ 調査趣旨

コーポレートガバナンス・ガイドラインは、企業のガバナンスに関する考えを定めたものであり、日本ではその作成開示は義務化されていないが、コーポレートガバナンス・コードの適用とともに、日本企業でも開示する企業が多数みられたことから、その実態を調査した。

■ 調査対象

コーポレートガバナンス報告書の調査対象とした東証一部・二部に上場している企業2,477社(2015年12月31日時点、外国会社の除く)のうち、2015年12月31日時点でコーポレートガバナンス・コードに対応したコーポレートガバナンス報告書を開示している企業(1,845社)

■ 調査方法

調査対象会社の「ガイドライン」開示の有無について、コーポレートガバナンス報告書における言及から把握した

注)本資料は当法人が公表情報を基に独自の調査に基づき作成しております。
その正確性、完全性を保証するものではありませんのでご留意ください。

「ガイドライン」は、企業のガバナンスに関する考えを定めたものであり、ニューヨーク証券取引所では開示要求事項としている

「ガイドライン」とは

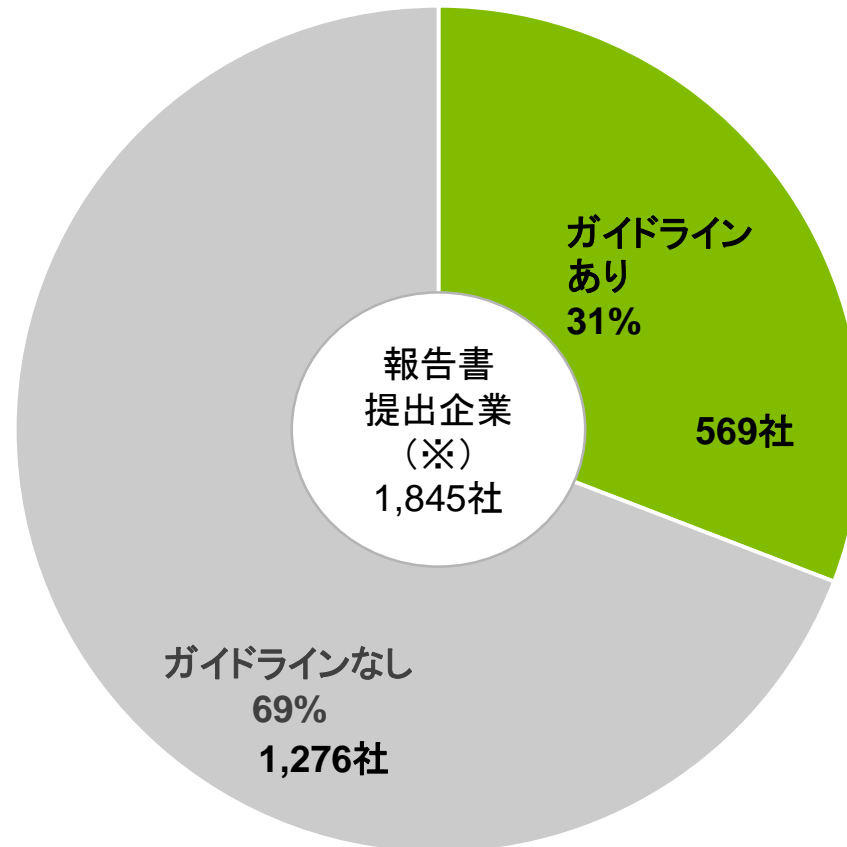
- 定義：企業のガバナンスに関する考え(方針)を定めたもの
- 目的：各社が自社の考えを、株主をはじめとするステークホルダーに理解してもらうために自社のシナリオに基づいて記載する
- 様式の有無：記載項目及び記載内容について、決まったルールやひな型等は存在しないため、個別的事情を勘案した開示が可能である。
- ニューヨーク証券取引所では、NYSE Listed Company Manualに基づき、一定の要件を満たす企業を除く、すべての企業に対して「ガイドライン」に係る開示要求事項が適用される。

NYSE Listed Company Manualに基づく開示要求事項(303A.09より)

- ① 取締役の適格基準
- ② 取締役の責任
- ③ 取締役の経営陣及び(必要かつ適切な場合には)独立したアドバイザーへのアクセス
- ④ 取締役の報酬
- ⑤ 取締役のオリエンテーション及び継続的なトレーニング
- ⑥ 経営陣の後継者
- ⑦ 毎年の取締役会のパフォーマンス評価

東証一部・二部上場企業でCGコードに対応した報告書を開示した約3割、569社が報告書とは別に「ガイドライン」を開示している

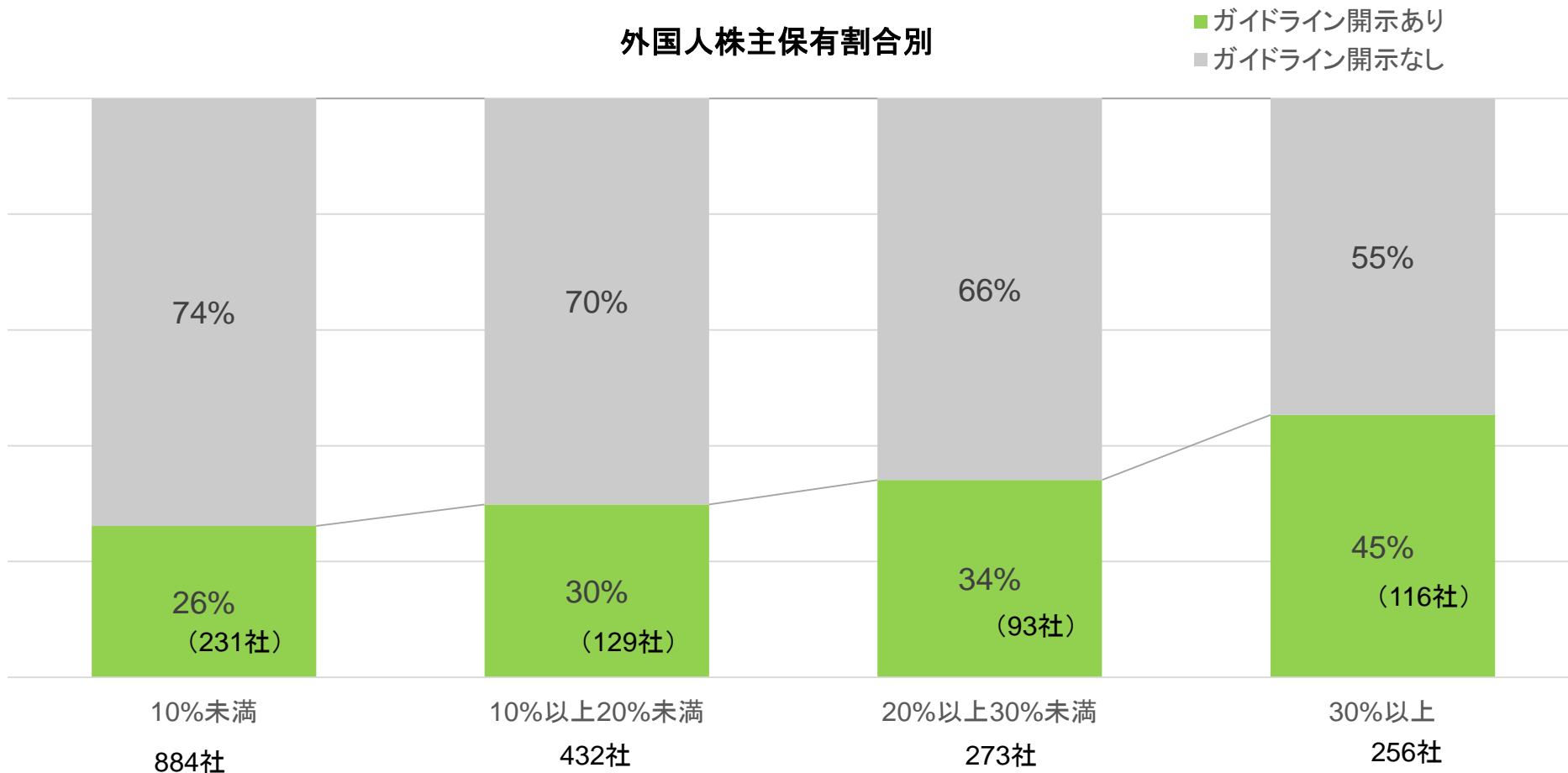
「ガイドライン」の開示企業割合



(※) 東証一部・二部に上場している企業2,477社(2015年12月31日時点、外国会社の除く)のうち、2015年12月31日時点で報告書を開示している企業(1,845社)を母集団としています。

東証一部・二部上場企業でCGコードに対応した報告書を開示した企業のうち、「ガイドライン」を開示している企業は、外国人株主割合に比例して増加し、「外国人株主保有割合30%以上」の企業は半数近くが開示している

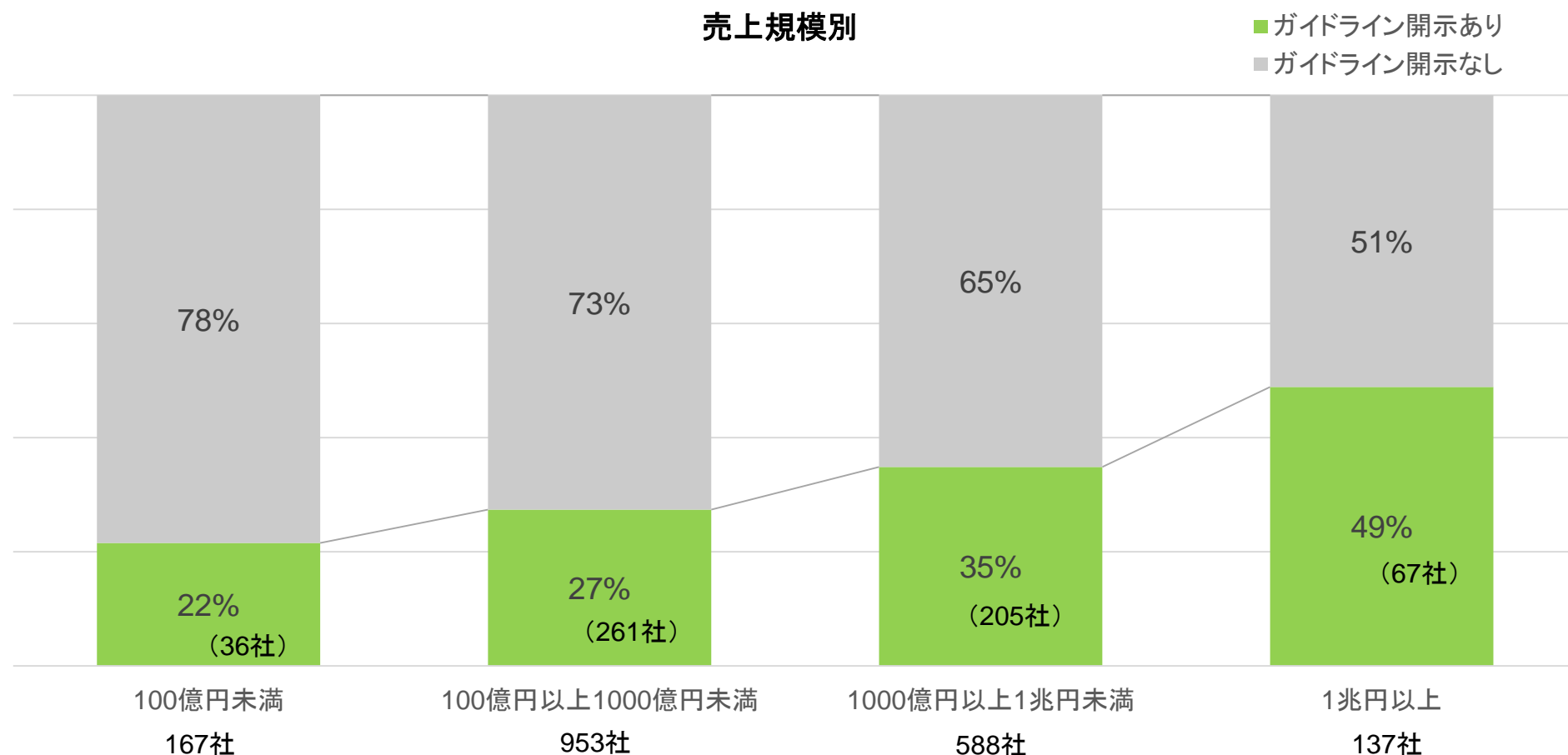
外国人株主保有割合別ガイドラインの開示企業の割合



(※) 東証一部・二部に上場している企業2,477社(2015年12月31日時点、外国会社の除く)のうち、2015年12月31日時点で報告書を開示している企業(1,845社)を母集団としています。

東証一部・二部上場企業でCGコードに対応した報告書を開示した「売上規模1兆円以上」の企業の約半数が「ガイドライン」を開示している

売上規模別ガイドラインの開示企業の割合

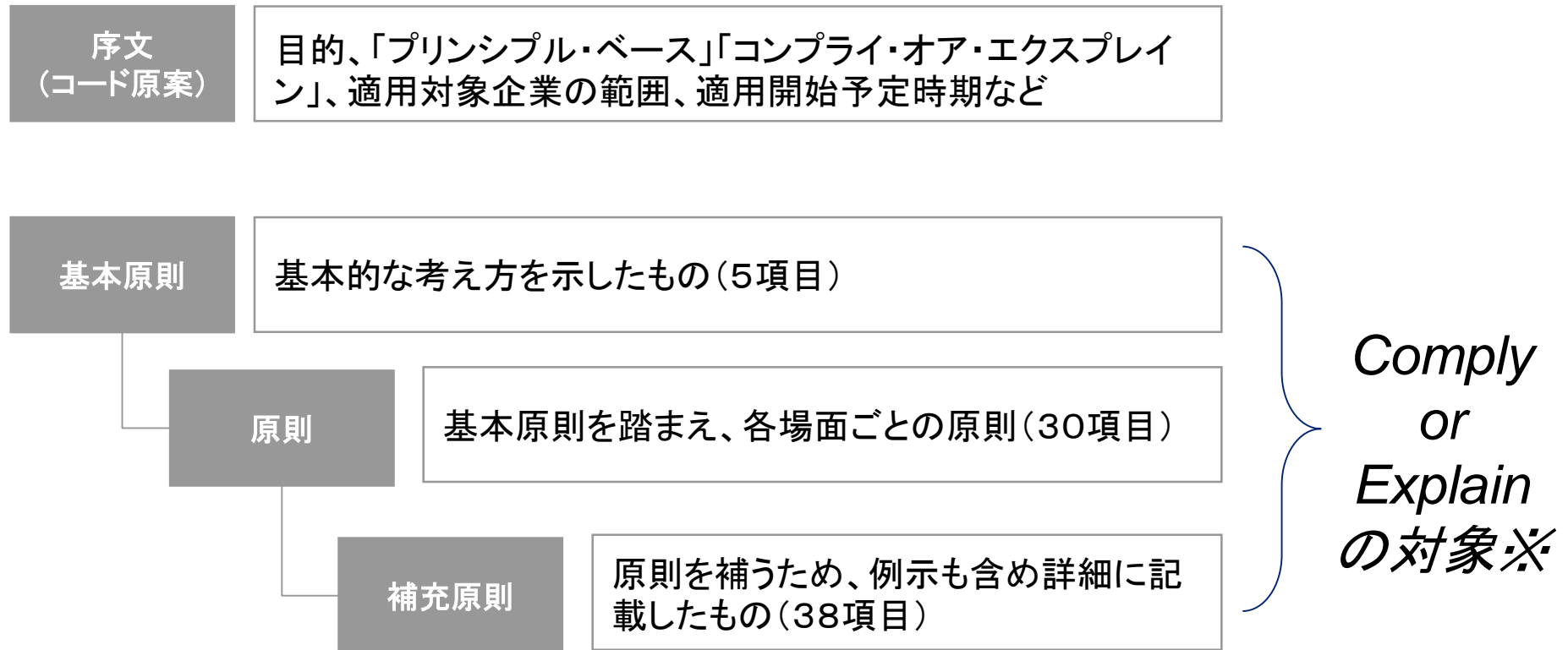


(※) 東証一部・二部に上場している企業2,477社(2015年12月31日時点、外国会社の除く)のうち、2015年12月31日時点で報告書を開示している企業(1,845社)を母集団としています。

(参考資料)
コーポレートガバナンス・コードの概要

東証一部・二部企業(外国会社除く)は73項目すべてを対象とし、新興市場(JASDAQ、マザーズ)については基本原則5つのみに対応

コーポレートガバナンス・コードの構成



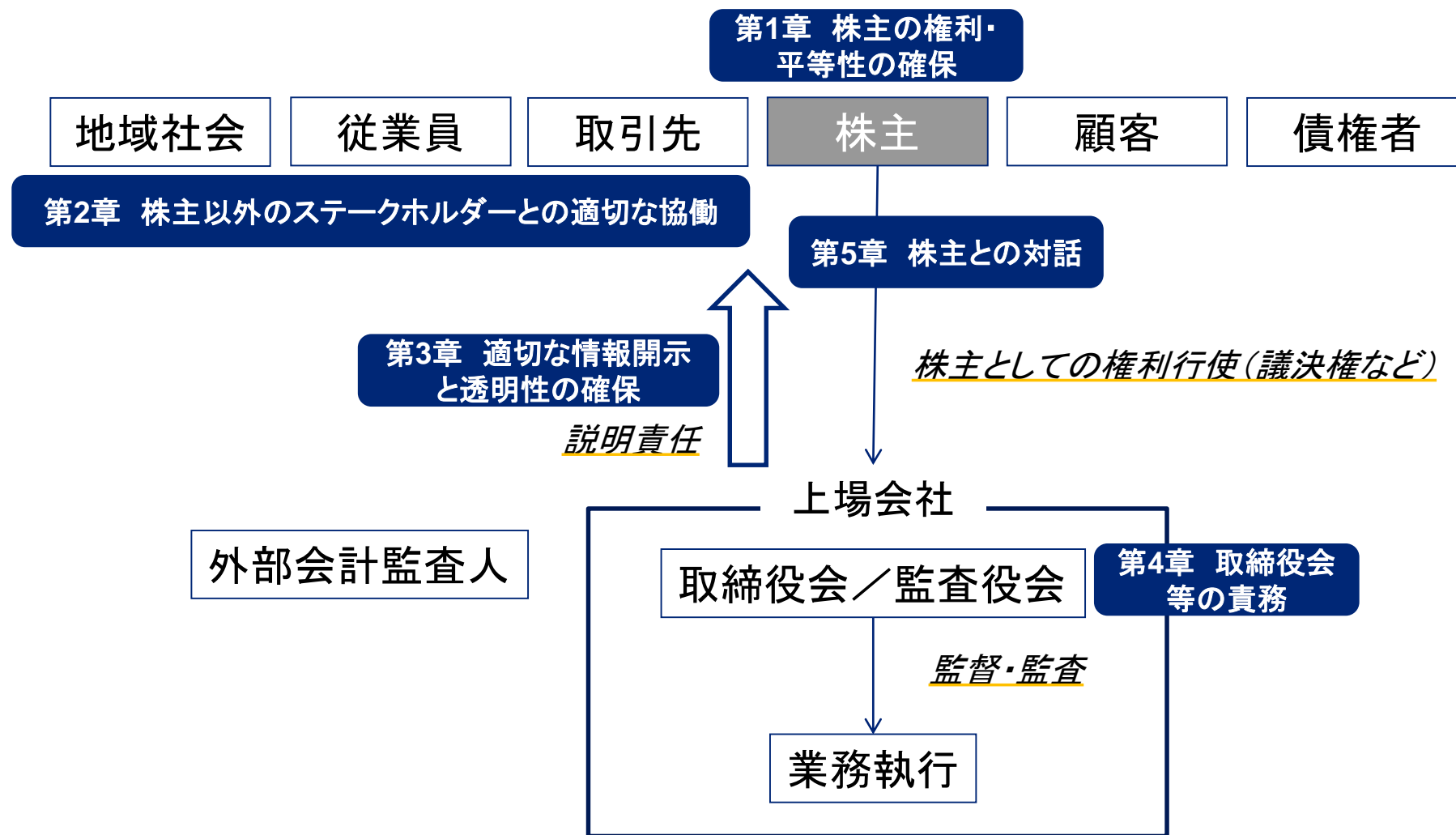
※ 東証の場合、一部・二部上場企業については、73項目すべてが対象。
JASDAQ、マザーズ上場企業については、基本原則5項目のみがComply or Explainの対象

CGコードの章立て

章立て	内容	基本原則	原則
コード原案: 序文		第3章 適切な情報開示と透明性の確保	【原則3-1. 情報開示の充実】 【原則3-2. 外部会計監査人】
CGコードについて	経緯及び背景	第4章 取締役会等の責務	【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】 【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】 【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】 【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】 【原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】 【原則4-6. 経営の監督と執行】 【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】 【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】 【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】 【原則4-10. 任意の仕組みの活用】 【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】 【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】 【原則4-13. 情報入手と支援体制】 【原則4-14. 取締役・監査役へのトレーニング】
	本コード(原案)の目的		
	「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライアンス・オア・エクスプレイン」		
	本コード(原案)の適用		
	本コード(原案)の将来の見直し		
本文			
基本原則	原則		
第1章 株主の権利・平等性の確保	【原則1-1. 株主の権利の確保】 【原則1-2. 株主総会における権利行使】 【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】 【原則1-4. いわゆる政策保有株式】 【原則1-5. いわゆる買収防衛策】 【原則1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】 【原則1-7. 関連当事者間の取引】		
第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働	【原則2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】 【原則2-2. 会社の行動準則の策定・実践】 【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】 【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】 【原則2-5. 内部通報】		
		第5章 株主との対話	【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】 【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

会社が株主をはじめ利害関係者の立場を踏まえた上で透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みが「コーポレートガバナンス」

ガバナンスの全体像と基本原則5つの関係



Deloitte. トーマツ.

デロイトトーマツ

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約225,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited